

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 津波災害対策計画編 目次		
第1章 総 則	第1章 総 則		
第1節 津波災害対策計画の概要…………… 1	第1節 津波災害対策計画の概要…………… 1		
第1 計画の目的…………… 1	第1 計画の目的…………… 1		
第2 計画の用語…………… 1	第2 計画の用語…………… 1		
第3 計画の構成…………… 1	第3 計画の構成…………… 1		
第4 基本方針…………… 1	第4 基本方針…………… 1		
第2節 国内の津波被害…………… 3	第2節 国内の津波被害…………… 3		
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画		
第1節 津波に強いまちづくり…………… 6	第1節 津波に強いまちづくり…………… 6		
1 津波に強いまちの形成…………… 7	1 津波に強いまちの形成…………… 7		
2 海岸保全施設等の整備…………… 9	2 海岸保全施設等の整備…………… 9		
3 避難関連施設の整備…………… 9	3 避難関連施設の整備…………… 9		
4 公共施設等の津波対策…………… 10	4 公共施設等の津波対策…………… 10		
5 ライフライン施設の耐浪化…………… 11	5 ライフライン施設の耐浪化…………… 11		
6 危険物施設等の安全確保…………… 12	6 危険物施設等の安全確保…………… 12		
第2節 防災思想・知識の普及…………… 13	第2節 防災思想・知識の普及…………… 13		
1 防災教育…………… 14	1 防災教育…………… 14		
2 津波ハザードマップの充実、活用…………… 15	2 津波ハザードマップの充実、活用…………… 15		
3 避難誘導標識等による啓発…………… 16	3 避難誘導標識等による啓発…………… 16		
4 防災訓練の実施…………… 17	4 防災訓練の実施…………… 17		
第3節 応急対策、災害復旧への備え…………… 18	第3節 応急対策、災害復旧への備え…………… 18		
第1 災害発生直前対策…………… 18	第1 災害発生直前対策…………… 18		
1 津波警報等の住民等への伝達…………… 19	1 津波警報等の住民等への伝達…………… 19		
2 住民等の避難誘導体制…………… 20	2 住民等の避難誘導体制…………… 20		
第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備…………… 23	第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備…………… 23		
1 情報通信ネットワークの整備…………… 24	1 情報通信ネットワークの整備…………… 24		
2 対策に携わる組織の整備…………… 24	2 対策に携わる組織の整備…………… 24		
3 相互応援体制の整備…………… 24	3 相互応援体制の整備…………… 24		
4 防災組織等の活動体制の整備…………… 24	4 防災組織等の活動体制の整備…………… 24		
第3 被害軽減のための備え…………… 25	第3 被害軽減のための備え…………… 25		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
1 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 26	1 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 26		
2 医療救護活動への備え…………… 26	2 医療救護活動への備え…………… 26		
3 緊急輸送への備え…………… 26	3 緊急輸送への備え…………… 26		
4 被災者支援のための備え…………… 26	4 被災者支援のための備え…………… 26		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 災害発生直前の対策…………… 28	第1節 災害発生直前の対策…………… 28		
第1 津波警報等の伝達…………… 28	第1 津波警報等の伝達…………… 28		
1 大津波警報・津波警報・注意報、 津波情報及び津波予報の収集・伝達…………… 29	1 大津波警報・津波警報・注意報、 津波情報及び津波予報の収集・伝達…………… 29		
第2 住民等の避難誘導…………… 38	第2 住民等の避難誘導…………… 38		
1 避難指示等及び誘導…………… 38	1 避難指示等及び誘導…………… 38		
2 警戒区域の設定…………… 38	2 警戒区域の設定…………… 38		
3 避難の誘導…………… 38	3 避難の誘導…………… 39		
第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立…………… 40	第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立…………… 40		
第1 災害情報の収集・連絡…………… 40	第1 災害情報の収集・連絡…………… 40		
1 被害概況の把握…………… 40	1 被害概況の把握…………… 40		
2 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 40	2 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 40		
3 国への報告…………… 41	3 国への報告…………… 41		
第2 通信手段の確保…………… 42	第2 通信手段の確保…………… 42		
1 専用通信設備の運用…………… 42	1 専用通信設備の運用…………… 42		
2 代替通信機能の確保…………… 42	2 代替通信機能の確保…………… 42		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 43	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 43		
第3 県及び各機関の活動体制…………… 44	第3 県及び各機関の活動体制…………… 44		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 45	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 45		
2 職員の動員・参集…………… 45	2 職員の動員・参集…………… 45		
3 県の災害対策本部…………… 45	3 県の災害対策本部…………… 45		
4 市町村、指定地方行政機関等…………… 45	4 市町村、指定地方行政機関等の災害対策本部等…………… 45		
5 国の現地対策本部との連携…………… 45	5 国の現地対策本部との連携…………… 45		
第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣…………… 46	第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣…………… 46		
1 応援要請の実施…………… 47	1 応援要請の実施…………… 47		
2 応援受入体制の確保…………… 47	2 応援受入体制の確保…………… 47		
3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 47	3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保…………… 47		
4 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 47	4 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 47		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
5 自衛隊の判断による災害派遣…………… 48	5 自衛隊の判断による災害派遣…………… 48		
6 自衛隊受入体制の確立…………… 48	6 自衛隊受入体制の確立…………… 48		
7 災害派遣部隊の撤収要請…………… 48	7 災害派遣部隊の撤収要請…………… 48		
8 経費の負担…………… 48	8 経費の負担…………… 48		
第3節 救助・救急、医療及び消火活動等…………… 49	第3節 救助・救急、医療及び消火活動等…………… 49		
1 救急・救助活動…………… 50	1 救急・救助活動…………… 50		
2 医療活動…………… 50	2 医療活動…………… 50		
3 消火活動…………… 50	3 消火活動…………… 50		
4 水害防止活動…………… 50	4 水害防止活動…………… 50		
5 海上災害対策活動…………… 50	5 海上災害対策活動…………… 50		
6 惨事ストレス対策…………… 50	6 惨事ストレス対策…………… 50		
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動…………… 51	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動…………… 51		
1 緊急輸送の実施…………… 51	1 緊急輸送の実施…………… 51		
2 緊急輸送道路及び航路の確保…………… 51	2 緊急輸送道路及び航路の確保…………… 51		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 52	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 52		
4 緊急輸送状況の把握…………… 52	4 緊急輸送状況の把握…………… 52		
5 交通規制…………… 52	5 交通規制…………… 52		
第5節 避難収容及び情報提供活動…………… 53	第5節 避難収容及び情報提供活動…………… 53		
第1 避難所及び被災者の把握等…………… 53	第1 避難所及び被災者の把握等…………… 53		
1 避難所の開設、運営…………… 53	1 避難所の開設、運営…………… 53		
2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 54	2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 54		
3 広域的避難収容…………… 54	3 広域的避難収容…………… 54		
第2 応急仮設住宅…………… 55	第2 応急仮設住宅…………… 55		
1 応急仮設住宅の提供…………… 55	1 応急仮設住宅の提供…………… 55		
2 建築物の応急復旧への支援…………… 55	2 建築物の応急復旧への支援…………… 55		
第3 被災者等への的確な情報伝達活動…………… 56	第3 被災者等への的確な情報伝達活動…………… 56		
1 ニーズの把握…………… 56	1 ニーズの把握…………… 56		
2 相談窓口の設置…………… 57	2 相談窓口の設置…………… 57		
3 生活情報の提供…………… 57	3 生活情報の提供…………… 57		
第4 要配慮者安全確保対策…………… 58	第4 要配慮者安全確保対策…………… 58		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 58	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 58		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 59	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 59		
3 外国人に対する安全確保対策…………… 59	3 外国人に対する安全確保対策…………… 59		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第6節 物資の調達、供給活動…………… 60	第6節 物資の調達、供給活動…………… 60		
1 食料の供給…………… 60	1 食料の供給…………… 60		
2 生活必需品の供給…………… 61	2 生活必需品の供給…………… 61		
3 応急給水の実施…………… 61	3 応急給水の実施…………… 61		
第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動…………… 62	第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動…………… 62		
第1 保健衛生…………… 62	第1 保健衛生…………… 62		
1 避難所生活環境の整備…………… 62	1 避難所生活環境の整備…………… 62		
2 健康管理…………… 62	2 健康管理…………… 62		
3 精神保健、心のケア対策…………… 63	3 精神保健、心のケア対策…………… 63		
第2 防疫及び遺体処理等…………… 64	第2 防疫及び遺体処理等…………… 64		
1 防疫…………… 64	1 防疫…………… 64		
2 行方不明者等の捜索…………… 65	2 行方不明者等の捜索…………… 65		
3 遺体の処理…………… 65	3 遺体の処理…………… 65		
4 遺体の火葬…………… 65	4 遺体の火葬…………… 65		
第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動…………… 66	第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動…………… 66		
1 社会秩序の維持…………… 66	1 社会秩序の維持…………… 66		
2 物価の安定、物資の安定供給…………… 66	2 物価の安定、物資の安定供給…………… 66		
第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動…………… 67	第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動…………… 67		
第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧…………… 67	第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧…………… 67		
1 道路の応急復旧…………… 68	1 道路の応急復旧…………… 68		
2 港湾、漁港の応急復旧…………… 68	2 港湾、漁港の応急復旧…………… 68		
3 鉄道の応急復旧…………… 68	3 鉄道の応急復旧…………… 68		
4 その他の土木施設の応急復旧…………… 68	4 その他の土木施設の応急復旧…………… 68		
5 電力施設の応急復旧…………… 68	5 電力施設の応急復旧…………… 68		
6 電話施設の応急復旧…………… 68	6 電話施設の応急復旧…………… 68		
7 都市ガス施設の応急復旧…………… 68	7 都市ガス施設の応急復旧…………… 68		
8 上水道施設の応急復旧…………… 68	8 上水道施設の応急復旧…………… 68		
9 下水道施設の応急復旧…………… 69	9 下水道施設の応急復旧…………… 69		
10 建築物の応急危険度判定…………… 69	10 建築物の応急危険度判定…………… 69		
11 住宅の応急修理…………… 69	11 住宅の応急修理…………… 69		
第2 二次災害の防止活動…………… 70	第2 二次災害の防止活動…………… 70		
1 水害・土砂災害対策…………… 70	1 水害・土砂災害対策…………… 70		
2 高潮、波浪等の対策…………… 71	2 高潮、波浪等の対策…………… 71		

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 危険物等流出対策…………… 71	3 危険物等流出対策…………… 71		
4 石油類等危険物施設の安全確保…………… 71	4 石油類等危険物施設の安全確保…………… 71		
5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 71	5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 71		
6 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 71	6 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 71		
7 有害物質の漏洩及び石綿飛散防止対策…………… 72	7 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 72		
第10節 自発的支援の受入れ…………… 73	第10節 自発的支援の受入れ…………… 73		
1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営…………… 74	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 74		
2 ボランティア「担当窓口」の設置・昨日…………… 74	2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 74		
3 義援金の募集及び受付…………… 74	3 義援金の募集及び受付…………… 74		
4 委員会の設置…………… 74	4 委員会の設置…………… 74		
5 義援金の保管…………… 74	5 義援金の保管…………… 74		
6 義援金の配分…………… 74	6 義援金の配分…………… 74		
7 義援物資対策…………… 74	7 義援物資対策…………… 74		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画…………… 75	第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画…………… 75		
1 事前復興対策の実施…………… 76	1 事前復興対策の実施…………… 76		
2 復興対策本部の設置…………… 76	2 復興対策本部の設置…………… 76		
3 復興方針・計画の策定…………… 76	3 復興方針・計画の策定…………… 76		
4 復興事業の実施…………… 76	4 復興事業の実施…………… 76		
第2節 迅速な原状復旧の進め方…………… 77	第2節 迅速な原状復旧の進め方…………… 77		
第1 被災施設の復旧等…………… 77	第1 被災施設の復旧等…………… 77		
1 災害復旧事業計画の作成…………… 77	1 災害復旧事業計画の作成…………… 77		
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定…………… 78	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定…………… 78		
3 災害復旧事業の実施…………… 78	3 災害復旧事業の実施…………… 78		
第2 災害廃棄物の処理…………… 79	第2 災害廃棄物の処理…………… 79		
1 解体、がれき処理…………… 79	1 解体、がれき処理…………… 79		
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援…………… 80	第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援…………… 80		
第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 81	第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 80		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付…………… 81	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付…………… 81		
2 災害見舞金の支給…………… 81	2 災害見舞金の支給…………… 81		
3 生活福祉資金の貸付…………… 81	3 生活福祉資金の貸付…………… 81		
4 母子父子寡婦福祉資金の貸付…………… 81	4 母子父子寡婦福祉資金の貸付…………… 81		

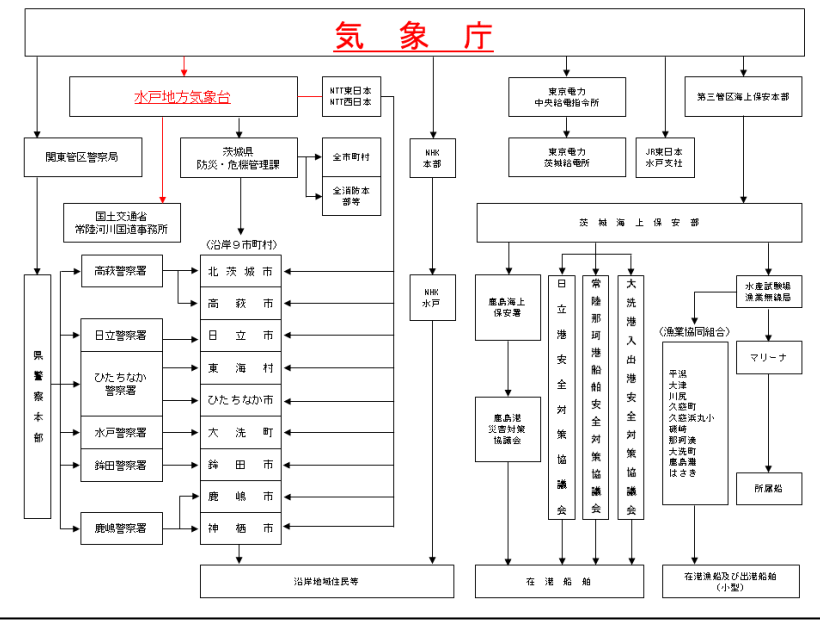
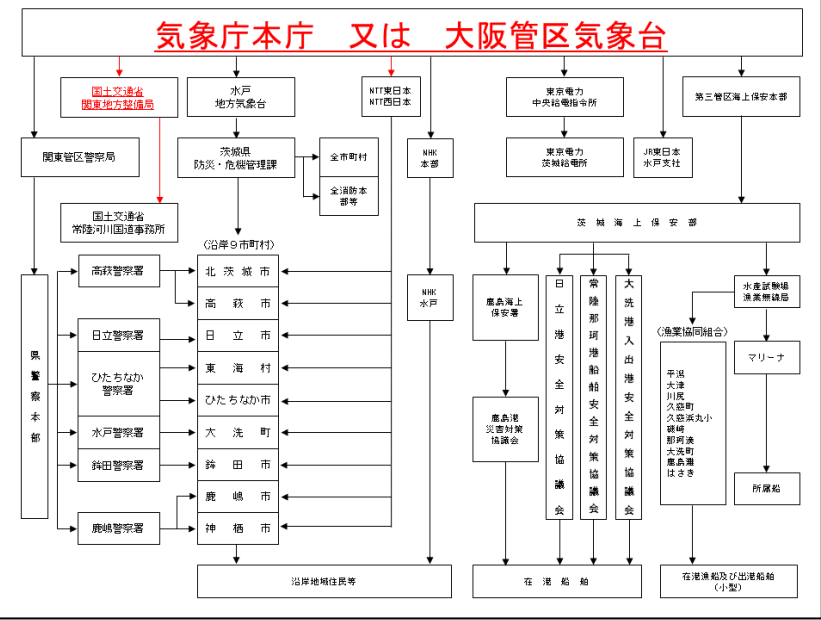
茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
5	農林漁業復旧資金	81	5	農林漁業復旧資金	81		
6	中小企業復興資金	81	6	中小企業復興資金	81		
7	住宅復興資金	81	7	住宅復興資金	81		
第2	租税及び公共料金等の特例措置	82	第2	租税及び公共料金等の特例措置	82		
1	国税等の徴収猶予及び減免の措置	82	1	国税等の徴収猶予及び減免の措置	82		
2	その他公共料金の特例措置	82	2	その他公共料金の特例措置	82		
第3	雇用対策	84	第3	雇用対策	84		
1	離職者への措置	84	1	離職者への措置	84		
2	雇用保険の失業給付に関する特例措置	84	2	雇用保険の失業給付に関する特例措置	84		
3	被災事業主に関する措置	85	3	被災事業主に関する措置	85		
第4	住宅建設の促進	86	第4	住宅建設の促進	86		
1	建設計画の作成	86	1	建設計画の作成	86		
2	事業の実施	86	2	事業の実施	86		
3	入居者の選定	87	3	入居者の選定	87		
第5	被災者生活再建支援法の適用	88	第5	被災者生活再建支援法の適用	88		
1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	89	1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	89		
2	支援法の適用基準	89	2	支援法の適用基準	89		
3	支援法の適用手続	89	3	支援法の適用手続	89		
4	支援金の支給額	89	4	支援金の支給額	89		
5	支援金支給申請手続	89	5	支援金支給申請手続	89		
6	支援金の支給	89	6	支援金の支給	89		
第2章 災害予防計画			第2章 災害予防計画			9	体裁直し（1文字分下げる） （河川課）
第1節 津波に強いまちづくり			第1節 津波に強いまちづくり				
■対策			■対策				
2 海岸保全施設等の整備			2 海岸保全施設等の整備				
【県（土木部、農林水産部）、市町村】			【県（土木部、農林水産部）、市町村】				
海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。			海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。				
(1) 海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備及び			(1) 海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備及び				

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元				
適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。また、津波等から後背地を防護するため、施設の嵩上げなどの整備を行う。 特に、海岸防災林は飛砂・潮風害の防備に加え、津波の流速を減衰させる防災機能があるため、後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ、クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに、前面に人工盛土を造成するなど、天然の防潮堤としての再生対策を図るものとする。 第2節 ■対策 <table><tr><td>1</td><td>防災教育</td></tr></table> (1) 住民への防災教育 【県（防災・危機管理部）、市町村、公共機関】 ホームページやTwitter、LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリなどを活用して、住民に対し、避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発、津波災害の危険性等の周知を図るとともに、 「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。	1	防災教育	び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。また、津波等から後背地を防護するため、施設の嵩上げなどの整備を行う。 特に、海岸防災林は飛砂・潮風害の防備に加え、津波の流速を減衰させる防災機能があるため、後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ、クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに、前面に人工盛土を造成するなど、天然の防潮堤としての再生対策を図るものとする。 第2節 ■対策 <table><tr><td>1</td><td>防災教育</td></tr></table> (1) 住民への防災教育 【県（防災・危機管理部）、市町村、公共機関】 ホームページやX、LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリなどを活用して、住民に対し、避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発、津波災害の危険性等の周知を図るとともに、 「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。	1	防災教育	14	名称変更による変更 (防災・危機管理課)
1	防災教育						
1	防災教育						

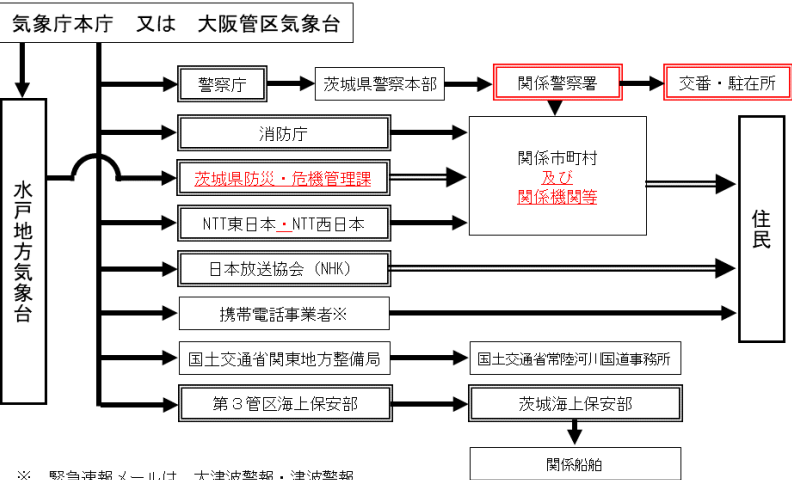
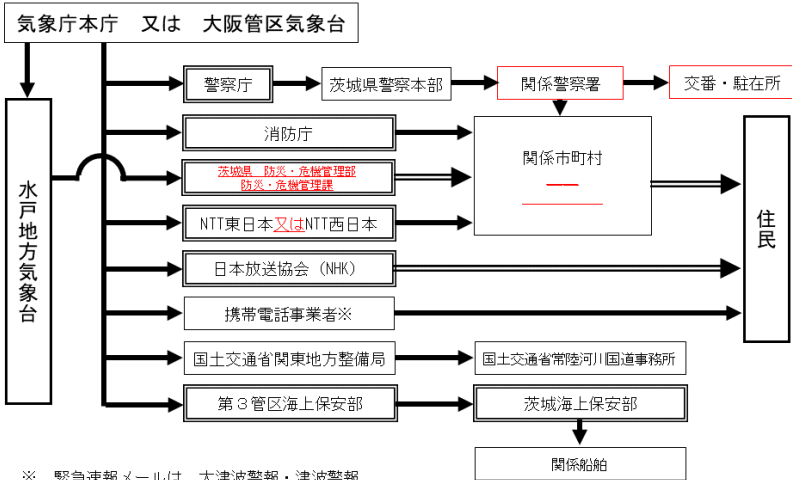
茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策 第1 津波警報等の伝達 ■対策 1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達 (1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達 1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達 (略) 	第3章 災害応急対策計画 第1節 災害発生直前の対策 第1 津波警報等の伝達 ■対策 1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達 (1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達 1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達 (略) 	30	津波情報伝達系統図と整合させるため。 (水戸地方気象台)

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載項	備考 〇は意見提出元
3) 発表基準と伝達内容 ①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等					3) 発表基準と伝達内容 ①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等					30	気象庁施策の標準的な記載例の記述に整合させるため。 (水戸地方気象台)
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					津波警報等の種類と発表される津波の高さ等						
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準		発表される津波の高さ		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超		沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合		10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ ≦10m	10m						10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≦10m)		
		3m<高さ ≦5m	5m						5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ ≦3m	3m		沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合		3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≦3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ ≦1m	1m		海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合		1m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載項	備考（）は意見提出元
(3) 津波情報及び地震情報の伝達 1) 水戸地方気象台からの伝達系統 津波情報伝達系統図  ※ 緊急通報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 2) 各機関の措置 ① 水戸地方気象台における措置 水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測されたときなどは地震解説資料を発表する。 さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内250メートルメッシュごとに平均的な震度	(3) 津波情報及び地震情報の伝達 1) 水戸地方気象台からの伝達系統 津波情報伝達系統図  ※ 緊急通報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 2) 各機関の措置 ① 水戸地方気象台における措置 水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測されたときなどは地震解説資料を発表する。 さらに、県内で震度5弱以上の揺れを観測した場合は、推計震度分布図（県内250メートルメッシュごとに平均的な震度	35 35	法定伝達先の修正。 （水戸地方気象台） 水戸地方気象台の伝達系統に合わせるため （水戸地方気象台）

茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係 機関に提供する。	を推計した図）を _____ <u>発表</u> する。		